

令和元年5月

お客さま各位

貯金規定の一部改正について

2018年2月6日に金融庁によって公表された「マネー・ローンダリング及びテロ資金供与対策に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）において、金融機関はマネー・ローンダリング等のリスクに応じた取組みが求められております。

J A埼玉県信連は、かかる求めに応じて、ガイドラインに基づき取引の一部を制限する等のリスクに応じた対応の可否を明確にするべく、令和元年6月1日より貯金規定の一部を改正することといたします。

【対象となる貯金規定】

- | | |
|----------------------|-----------|
| ① 当座勘定規定 | ⑥ 営農貯金規定 |
| ② 普通貯金規定 | ⑦ こども貯金規定 |
| ③ 普通貯金無利息型（決済用）規定 | ⑧ 貯蓄貯金規定 |
| ④ 総合口座取引規定 | |
| ⑤ 総合口座（普通貯金無利息型）取引規定 | |

【改正内容】

「取引制限」と「解約」に係る条項を追加いたします。

○（取引の制限等）

- (1) 当会は、貯金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めています。貯金者から正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する貯金者の回答、具体的な取引の内容、貯金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当会がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。
- (3) 前2項に定めるいずれの取引等の制限についても、貯金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当会が認める場合、当会は前2項に基づく取引等の制限を解除します。

○（解約）

この貯金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合。

※ 詳しくは窓口へお問い合わせください。

※ 一部改正後の規定につきましては、既にお取引のあるお客様にも適用いたします。